

平成22年度 国立大学法人鳴門教育大学年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

1) 教育内容を充実させ、学校教育の今日的課題に対応しうる教育実践力を備えた人材を養成するため、次の措置を講ずる。

- ① 本学の基本的な目標等を反映した新たなカリキュラム・ポリシーを策定し、これに準じて教員養成コア・カリキュラムを検証する。また、総合的な教師力の評価を通じた教育の質の保証を目的とする新規授業科目「教職実践演習」（平成25年度開設）の実施に向けて検討する。
- ② 新規授業科目「予防教育科学」（平成23年度開設予定）等の開設に向け、学校教育における理論面、技法面及び適用面を考慮した授業とするための諸準備を行う。
- ③ 附属学校及び協力校における実地教育を充実させるため、実施・指導体制を検証し、見直す。
- ④ 専門職学位課程におけるカリキュラムの検証結果に基づき、一部見直したカリキュラムを実施する。

2) 高度専門職業人としての能力の修得状況を厳正に評価する体制を再構築し、単位及び学位プログラムの質を保証するため、次の措置を講ずる。

- ① 本学の基本的な目標等を反映したカリキュラム・ポリシーを策定する。
- ② 学部における、総合的な教師力の評価を通じた教育の質の保証を目的とする新規授業科目「教職実践演習」の開設に向け、学生の学習記録方法について検討するなどの諸準備を行う。
- ③ 学部における教員就職率（進学者を除く。）70%以上を維持するため、現行の教員就職支援行事について、PDCAサイクルにより計画的・体系的に実施する。
修士課程においても、教職をはじめとする教育関連分野への就職率を向上させるために、学生のニーズに沿った就職指導を推進する。

3) 教職への熱意と使命感、意欲のある者を積極的に受入れるなど、入学者選抜方法及び入試広報の改善に取り組むため、次の措置を講ずる。

- ① 平成21年度に見直した「求める学生像」を「学部案内」及び「募集要項」に掲載し、周知を図る。

教職大学院教員養成特別コースに接続する学部コースを設置し、入学者選抜方法を公表する。また、教職大学院教員養成特別コースの出願要件を見直し、平成23年度入学試験から適用する。

- ② オープンキャンパス、進学相談会、大学説明会、入試広報等の内容を検証し、改善する。

大学院においては、入試広報協力員の活用方法や、長期履修制度を活用した学校

教員養成プログラムの広報活動について見直し、広報体制を拡充する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1) 教育実施体制及び教育支援体制をさらに充実するため、次の措置を講ずる。

- ① 多様な教育機会を提供するため、インターネットを活用した遠隔教育推進に向けて、実施体制を拡充する。
- ② 授業支援のために、教務システムに新たに授業アンケート機能・オフィスアワー機能・連絡通知機能等を加える。
- ③ センター改組に伴い、新たに学習支援を行うための教職キャリア支援センターを設置する。

また、学習支援を充実させるため、各種支援事業に対するニーズ調査を実施する。

- ④ コア・カリキュラムの一層の実質化を図るため、実地指導講師整備計画を策定するとともに、教職実践演習の実施に向け取り組む。

2) 教育の質の向上を図るため、教育方法、評価方法等について検証及び改善を行い、より一層充実させるため、次の措置を講ずる。

- ① 学長のリーダーシップの下、外部有識者を含めた評価委員会教育評価部会による提言を有効活用しつつ、FD・SD委員会による効果的なFD事業実施計画を全学体制で推進する。
- ② 現行の教育評価制度及び教育評価体制を検証し、教育行政関係者等学外の有識者を含む評価組織に改める。
- ③ 「教育に関するアンケート」実施要領に基づき調査を実施し、教育改善等に活用するとともに、同アンケートの実施及び活用方法等について検証する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1) 学生が健全で安心して修学できる環境の整備を目指し、学習支援及び生活支援をさらに充実するため、次の措置を講ずる。

- ① 健康診断・一次救急業務について、実情等の検証を踏まえて、設備等の充実を図る。また、学生相談担当教職員連絡会を開催し、学生相談体制の更なる充実を図る。
- ② 本学の特色ある経済的支援（大学院修学休業制度による現職教員に対する授業料免除、教職大学院〔現職教員〕向け実習経費の貸与）を継続し、現職教員等の修学環境をさらに充実させる。
- ③ 学生のニーズ及び施設の点検結果等を踏まえて、課外活動施設・設備を充実させる。
- ④ 学習支援策及び自主研鑽を促すプログラムを検討するため、学生のニーズ及び他大学の実情を調査し、分析する。

2) 高度専門職業人としてのキャリア形成について支援するとともに、卒業・修了後の適切なフォロー体制を確立するため、次の措置を講ずる。

- ① 教職ガイダンス及び就職ガイダンスを体系的に実施しながら、新たなキャリア形

成支援策を検討する。

- ② 「相互ネットワークシステム」(仮称)構築のため学内組織を設置し、同システム構築に向けた諸準備を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 1) 学校教育に関する先端的実践研究を推進し、研究成果を公表するとともに、学校現場や社会へ還元するため、次の措置を講ずる。
 - ① 学校教育に関する先端的実践研究を重点的に実施するための組織として「企画戦略室」を設置し、予防教育科学等をはじめとするプロジェクト研究を推進する。
 - ② 附属学校と大学が連携して、学校不適応等予防教育科学に関する共同研究を行う。また、予防教育科学等について、教育委員会等と共同研究を推進する。
 - ③ 「教員情報データベース」を構築するとともに、教員情報を積極的に公開する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 1) 先端的実践研究を推進し、研究環境を整備するとともに、研究支援体制及び研究評価体制をさらに充実するため、次の措置を講ずる。
 - ① 先端的実践研究を重点的に実施するための組織として「企画戦略室」を設置する。また、予防教育科学に関する研究を重点的に行うため、予防教育科学教育研究センターに、必要な要員を適切に配置する。
 - ② 研究の質の向上のため、研究に関する評価制度及び評価体制について検証する。
 - ③ 附属図書館における保存書庫設置により教育実践資料配架スペースを拡充し、蔵書を充実させる。
また、機能別に再編した予防教育科学教育研究センター等の学内共同教育研究施設を充実させ、実践研究を推進する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- 1) 教育関係機関等と連携した学校現場等への教育支援事業はもとより、社会のニーズに沿った教育・研究・文化事業を積極的に実施するため、次の措置を講ずる。
 - ① 小学校外国語活動推進のため、出前講座等を実施するなど、積極的な支援を行う。
また、小学校外国語活動を担う人材育成を目的としたシンポジウムや公開講座などを実施する。
 - ② 県教育委員会、市町村教育委員会との連携のもと、社会のニーズに沿った研究連携事業を実施する。
 - ③ 教育委員会と連携し、10年経験者研修等の各種の研修委託事業を計画的に実施する。
- 2) 大学の教育研究資源を広く社会に還元し、学校教育や社会教育に貢献するため、次の措置を講ずる。
 - ① 本学の特色を生かし、学校現場や社会のニーズに応じた公開講座・大学開放推進事業を20テーマ以上開講する。
 - ② 教育支援講師・アドバイザー等派遣事業等の取り組みを学内外に公開し、事業を充実させる。これにより学校現場との連携をより一層深める。
 - ③ 地域社会への附属図書館サービス向上のため、児童図書室所蔵目録データベースの公開に向けての作業方法策定及びデータ登録作業を開始する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- 1) 国際的な学術交流、学生交流及び開発途上国への教育支援を推進し、国際社会に貢献するため、次の措置を講ずる。
 - ① JICA等と提携協力し、引き続き途上国の教育向上に資する人材を育成する。
また、国際感覚を備えた人材を育成するためのカリキュラムを完成させる。
 - ② 国際学術交流協定校とのシンポジウム（研究集会）を開催する。
 - ③ 留学生の修学環境を整備するために、チューターの適正配置や奨学金の給付等の改善を図るとともに、教職員を対象とした国際化に対応するための新たな研修計画を策定する。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- 1) 附属学校と大学との間で、教育研究のための相互支援体制及び実地教育実施体制を強化し、更に充実させるため、次の措置を講ずる。
 - ① 附属学校教員と大学教員とによる共同教育研究体制を見直し、新たな共同教育研究体制を構築する。
 - ② 大学及び附属学校における授業担当の相互支援システムについて検証し、大学教員による附属学校における授業担当に係る実施内容及び手続きに関する規程を見直すとともに、附属学校教員による大学における授業担当について、長期的計画を策定する。

- ③ 附属学校における実地教育実施体制の検証結果に基づき、新たなカリキュラムを実施する。
- 2) 附属学校間の連携及び協力体制の充実を図り、大学と協働して教育関係機関や社会のニーズを踏まえた教育実践を行うため、次の措置を講ずる。
- ① 附属学校間の連携を図るため、「鳴門教育大学附属学校教育研究連携協議会」(仮称)を組織し、教員の相互交流、学校間連携教育に係る実施計画を策定する。
 - ② 学校現場における先導的研究を推進するため、「鳴門教育大学附属学校連携協議会」(仮称)を組織し、研究推進計画を策定し、実施する。
- 3) 附属学校において、適切かつ健全な管理運営を推進するため、次の措置を講ずる。
- ① 学校評議員制度及び学校関係者評価制度について検証し、改善策を講ずる。
 - ② 新たに導入した校長専任制、部長専任制、主幹教諭制について検証するとともに、徳島県教育委員会との交流によらない新たな附属学校教員採用計画を策定する。
 - ③ 幼児、児童・生徒の安全を確保するための「安全管理計画」について、有識者、学外者等の意見を踏まえるなど、改善策を講じ充実させる。
また、施設パトロールの実施や現場管理者の意見聴取により、安全を確保するための改善整備計画を策定し実施する。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

1) 学長直属の組織とする経営企画本部の機能を強化し、適正な業務を確保する内部統制を確立するとともに、戦略的な大学経営を推進するため、次の措置を講ずる。

- ① 適正な法人運営を行うため、法人組織と大学組織を区分し、効率的・効果的な内部統制体制を確立する。
- ② 法人・大学戦略を実現するために、戦略ごとに対応できる「企画戦略室」を設置し、法人と大学が一体として機能する体制を構築する。
- ③ ITを積極的に活用した広報を戦略的に推進するため、大学広報と入試広報を明確に区分した広報体制及びITに関する専門性を有する職員の採用や外部人材を活用する体制を確立する。

2) 入学定員を社会的ニーズ等に対応した適正規模に見直し、それに伴う大学運営組織を再構築することにより、教育研究等の質を確保するため、次の措置を講ずる。

- ① 大学院（修士課程，専門職学位課程），学部及び附属学校の入学定員等見直しのため，社会的ニーズを調査する。
- ② 機能別・領域別にセンターを再編するとともに，法人経営と大学運営を区分した新たな運営体制に対応する事務組織に再編する。

また，大学院，学部等の入学定員数の適正化に関する再編方針に基づき，「教育研究組織再編計画」（仮称）を策定する。

3) 学内資源を最大限に活用し教育研究環境の充実を図るため，次の措置を講ずる。

- ① 人員配置方針を見直し，第2期中期目標期間における定員配置計画を策定する。
また，「教育研究組織再編計画」（仮称）に基づき新たな定員配置計画を検討する。
- ② 教育研究経費等について財務分析結果を基に，学内予算配分方針等を見直し，効率的な予算配分を行う。
- ③ 新たに「教員情報データベース」を構築するとともに，機関リポジトリの構築に向けた諸準備を行う。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

1) 戦略に基づいた機動的かつ柔軟な事務組織を構築し，併せて新たな人事評価制度を導入することにより，効率的な事務処理を行うため，次の措置を講ずる。

- ① 適正な法人運営を行うため，法人組織と大学組織を区分し，新たにコンプライアンス及びリスクマネジメントを統括する部門を設置し，効率的・効果的な内部統制体制を確立する。
- ② 専門的知識・技能を有する者を事務職員として採用するため，給与に関して年俸制を導入する。

組織の目標と連動した業務を遂行させるため，事務職員を対象とした新たな人事評価制度を試行する。

また，管理職も含めた職員の職能開発・意識改革を目的としたSD研修を計画し，

実施する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

1) 競争的資金、寄附金等の外部資金の確保及びその他の自己収入を増加させるため、次の措置を講ずる。

- ① 外部研究資金の確保を最重点課題のひとつとして位置づけ、平成22年度に新たに設置した「企画戦略室」において、戦略的な教育研究を推進するとともに、従前より実施している教員に対する業績主義的傾斜配分等のインセンティブについて、見直しを行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減

1) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続するため、次の措置を講ずる。

- ① 常勤職員以外の「人件費抑制計画」（仮称）を策定する。

(2) 人件費以外の経費の削減

1) 常に業務内容及び業務実態について検証を行い、業務費全体の抑制を推進するとともに、資源を有効活用するため、次の措置を講ずる。

- ① 業務費全体の抑制を推進する「業務費改善方針」（仮称）を策定し、複数年契約、契約時期の平準化等を踏まえた新たな「業務コスト節減計画」に基づき、経費節減対策を講ずる。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

1) 資産の有効活用を推進するとともに、積極的に運用するため、次の措置を講ずる。

- ① 学内及び地域を対象とした大学施設利用に関するニーズ調査を行い、その結果に基づき、「大学施設有効活用方針」（仮称）を策定する。また、施設利用に関する効果的な広報活動を積極的に行う。
- ② 職員宿舍の教職員以外への貸与等を含めた「職員宿舍有効利用計画」（仮称）について検討する。

また、非常勤講師宿泊施設利用者に対してアンケート調査を実施し、利用促進のほか、新たな有効活用についても検討する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

1) 自己点検・評価制度，評価結果及びその活用方法等について検証し，更なる適正化及び効率化を図るため，次の措置を講ずる。

- ① 平成21年度に報告された，自己点検・評価制度検証組織からの検証結果に基づき，評価制度及び評価結果の活用方法等についての改善策を講ずる。
- ② 平成21年度に報告された，自己点検・評価制度検証組織からの検証結果に基づき，自己点検・評価業務の効率化を行う。

また，「教員情報データベース」を活用し，評価関連情報の共有化及び評価作業の効率化・省力化を図る。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

1) 大学情報を適切かつ迅速に発信し，透明性を高め，社会への説明責任を果たすため，次の措置を講ずる。

- ① 大学広報部門を独立させるとともに，公募により採用したITに関する専門性を有する職員及び外部人材を活用し，戦略的な大学広報活動を推進する。
- ② 平成23年度の機関リポジトリ公開に向け，システムの構築，運用プランの策定及び関連データの入力等，諸準備を行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

1) 効果的な施設メンテナンス及び設備更新等を計画的に行うとともに，施設・設備の有効活用を推進するため，次の措置を講ずる。

- ① 新たな施設改修計画を策定するとともに，施設管理に係る包括的な外注化を検討する。
- ② スペースマネジメントシステムを構築するための現状調査と分析を行う。

2 環境マネジメントに関する目標を達成するための措置

1) 環境マネジメント体制を構築し，環境対策を推進するため，次の措置を講ずる。

- ① 環境対策を推進するため，環境基本方針に基づき環境基本計画を策定し，平成23年度の「エコアクション21」の認証・登録に向けて，必要な作業を行う。
- ② 環境保全に関する意識啓発のため，ウェブページに学生及び教職員を対象とした，環境保全コーナーを開設する。

また，環境マネジメントシステムの実施体制として，学生，教職員による，環境保全に関する協働システムを構築する。

- ③ 自然環境に配慮した施設・設備の整備計画の策定に向け，学生，教職員及び地域等に対し意見を聴取する。

3 リスクマネジメントに関する目標を達成するための措置

1) 継続的かつ健全な大学運営を可能とするため、あらゆるリスクに対応したリスクマネジメントシステムを構築し、大学としての社会的責任（USR）を果たすため、次の措置を講ずる。

- ① 経営企画本部に、新たにリスクマネジメント部門を設置し、体制を整備するとともに、全てのリスクの洗い出しを行う。
- ② 公募により採用したITに関する専門性を有する職員を中心として、セキュリティ水準の維持・向上及び教職員・学生に対する意識改革のための啓発活動等を推進する。
- ③ 自然災害等に対する基本方針を策定し、それに基づき各種対応計画を策定する。
また、地域と連携した防災訓練を実施するとともに、安全・衛生パトロール等の実施による安全対策を講ずる。
- ④ 学生のための危機管理マニュアルの作成に取り組むとともに、新入生合宿研修や課外活動団体のリーダーシップセミナー等を通じて安全教育を実施する。
また、附属学校においては、それぞれ策定している「安全管理計画」に基づき安全策を講ずるとともに、同計画の検証を行う。
- ⑤ ハラスメントに関する相談員への研修及び教職員への啓発セミナーを計画的に実施し、相談体制を充実させる。

4 法令遵守に関する目標を達成するための措置

1) 法令、規則及び社会的規範に則った大学経営を行うため、次の措置を講ずる。

- ① 監事と内部監査部門等との協働による「連携監査」体制の確立、法令遵守に関する研修会及び遵守規程の整備等の充実を図るなど、コンプライアンス推進活動を強化する。
- ② 経営企画本部に、新たにコンプライアンス部門を設置し、学外有識者からの意見等に対し機動的に対応するための体制を確立する。

5 男女共同参画社会の対応に関する目標を達成するための措置

1) 男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取組を推進するため、次の措置を講ずる。

- ① 経営企画本部に男女共同参画担当のスタッフを配置し、「男女共同参画基本計画」（仮称）を策定し、全学体勢で取り組む。また、教職員及び学生等のニーズ調査を行う。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

9億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

○決算において剰余金が発生した場合は、

- ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

（単位 百万円）

施設・設備の内容	予定額	財源
・校舎外改修	総額 103	国立大学財務・経営センター施設整備費交付金 (24)
・(高島)基幹・環境整備		施設整備費補助金 (79)

注)金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

教職員の適正な配置、養成、評価並びに計画的な人事交流の実施

- ① 人員配置方針を見直し、第二期中期目標期間における定員配置計画を策定する。
また、「教育研究組織再編計画」(仮称)に基づき新たな定員配置計画を検討する。
- ② 専門的知識・技能を有する者を事務職員として採用するため、給与に関して年俸制を導入する。

組織の目標と連動した業務を遂行させるため、事務職員を対象とした新たな人事

評価制度を試行する。

また、管理職も含めた職員の職能開発・意識改革を目的としたSD研修を計画し、実施する。

22年度の常勤職員数 355人
22年度の人件費総額見込み 3,182百万円

3 中期目標期間を超える債務負担
なし

4 積立金の使途

○前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

・教育，研究に係る業務及びその附帯業務

別表

○学部 of 学科，研究科 of 専攻等の名称と学生収容定員，附属学校 of 収容定員・学級数

学校教育学部	400人（学校教育教員養成課程）
学校教育研究科	500人（修士課程） 人間教育専攻 180人 特別支援教育専攻 40人 教科・領域教育専攻 280人 100人（専門職学位課程） 高度学校教育実践専攻 100人
附属幼稚園	160人 学級数5
附属小学校	720人 学級数18
附属中学校	480人 学級数12
附属特別支援学校	60人 学級数9

(別紙) 予算, 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成22年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3,577
施設整備費補助金	79
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	21
国立大学財務・経営センター施設費交付金	24
自己収入	705
授業料及入学金検定料収入	618
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	87
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	129
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	0
計	4,535
支出	
業務費	4,282
教育研究経費	4,282
診療経費	0
施設整備費	103
船舶建造費	0
補助金等	21
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	129
貸付金	0
長期借入金償還金	0
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	4,535

[人件費の見積り]

期間中総額3,182百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額2,759百万円)

「施設整備費補助金」のうち、平成22年度当初予算額0百万円、前年度よりの繰越額79百万円

2. 収支計画

平成22年度 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	4,450
経常費用	4,450
業務費	4,144
教育研究経費	592
診療経費	0
受託研究費等	116
役員人件費	63
教員人件費	2,500
職員人件費	873
一般管理費	143
財務費用	2
雑損	0
減価償却費	161
臨時損失	0
収入の部	4,450
経常収益	4,450
運営費交付金	3,431
授業料収益	522
入学金収益	103
検定料収益	23
附属病院収益	0
受託研究等収益	116
補助金等収益	21
寄附金収益	10
財務収益	2
雑益	85
資産見返運営費交付金等戻入	91
資産見返補助金等戻入	32
資産見返寄附金戻入	4
資産見返物品受贈額戻入	10
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

3. 資金計画

平成22年度 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	9,674
業務活動による支出	4,396
投資活動による支出	4,551
財務活動による支出	28
翌年度への繰越金	699
資金収入	9,674
業務活動による収入	4,430
運営費交付金による収入	3,577
授業料及入学金検定料による収入	618
附属病院収入	0
受託研究等収入	116
補助金等収入	21
寄附金収入	13
その他の収入	85
投資活動による収入	4,405
施設費による収入	103
その他の収入	4,302
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	839